

1 緑化基準

緑化基準	緑地率	特 例
I	30%	
II	20%	1 芝等地被植物のみが植栽される土地についても、その面積に0.3を乗じて得た数値を緑地面積として算定することができる。 ただし、この場合緑地面積の1/2を限度とする。
III	10%	1 芝等地被植物のみが植栽される土地についても、その面積に0.3を乗じて得た数値を緑地面積として算定することができる。 ただし、この場合緑地面積の1/2を限度とする。 2 プランター、植木鉢（壁掛型のものを含む）等簡易なものによる緑化についても、その垂直投影面積に0.1を乗じて得た数値を緑地面積として算定することができる。

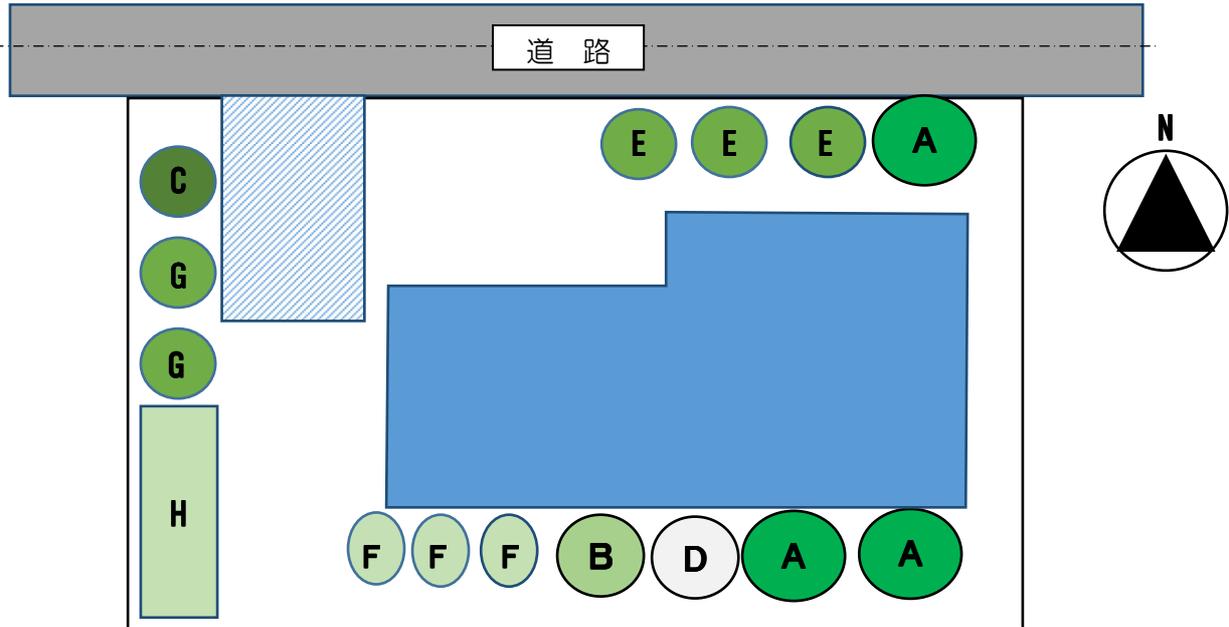
2 緑地面積の算定

項 目	内 容
(1) 単独木	① 高木は1本あたり3㎡とする。 ※ ただし、現況及び植栽時において樹高が3mを超えるものについては、その高さの7割を直径とする円の面積を緑地として算定することができる。 ② 中木は、1本あたり1㎡とする。（※ 高木と同様） ③ 低木は、その樹冠投影面積とする。（1本あたり0.6㎡として算定可能）
(2) 緑地帯	区画して植栽された土地の面積
(3) 生垣	生垣の幅に長さを乗じた土地の面積。ただし、生垣の幅は、0.6mとして算定することができる。
(4) ベランダ緑化	ベランダに植柵等（簡単なものは除く）を設置して樹木（樹高0.6m以上のものに限る）を植栽したものについては、その幅を1mと換算し、延長に0.3を乗じて得た数値を緑地面積として算定することができる。ただし、この場合のベランダの高さは地上から、概ね10m以下のものとする。
(5) 壁面緑化	ツル植物で生長時に建築物の外壁全体を覆うように植栽したものについては、その高さを1mと換算し、水平方向の延長に0.3を乗じて得た数値を緑地面積として算定することができる。ただし、この場合、壁面緑化最高部から最低部までの幅が概ね3m以上のものとする。
(6) 屋上緑化	建築物の屋上部における緑化面積は、高さが地上から15m以下の場所にある屋上を緑化した場合に限り、その面積に0.2を乗じて得た数値を緑地面積として算定することができる。
(7) 残存緑地に対する割増	① 単独木の場合は、(1)により算出した面積に、1.5を乗じて得た数値を緑地面積として算定することができる。 ② 樹林又は郡植の場合は、樹冠投影の外縁を結んだ土地の面積に、2.0を乗じて得た数値を緑地面積として算定することができる。
(8) 接道緑化に対する割増	接道部における緑化については、(1)から(5)までにより算出した面積に、1.2を乗じて得た数値を緑地面積として算定することができる。ただし、残存緑地に対する割増しとの併用はできないものとする。

3 用語の定義

- (1) 緑地・・・ 縁石等で区画された樹木などで覆われている土地並びに植栽された樹木等と一体をなす池、花壇及び地被植物が植栽された土地をいう。ただし、窓先空地等で地被植物のみの植栽地及び主として運動競技等の目的に利用される芝地等を除く。
- (2) 緑地率・・・ 緑地面積の敷地面積（建築物等の建築以外の行為については施行する区域の面積）に対する割合をいう。
- (3) 高木・・・ 成木時の高さが5mを超える樹木をいう。
植栽時の高さは3m以上とすること。
- (4) 中木・・・ 成木時の高さが3mを超える樹木をいう。
植栽時の高さは1.5m以上とすること。
- (5) 低木・・・ 高木、中木以外の木竹をいう。
- (6) 地被植物・・・ 芝、リュウノヒゲ、アイビー、シダ植物等をいう。
- (7) ツル植物・・・ ツタ類、カズラ等の木性ツル植物をいう。
- (8) 樹冠及び樹冠投影面積・・・ 樹木の枝葉の広がりを樹冠、樹冠を地表に真上から投影した面積を樹冠投影面積という。ただし、徒長枝を除く。
- (9) 残存緑地・・・ 既存の良好な樹木等が保全されている緑地をいう。

緑化計画図（記載例）



計画植栽表

	番号	樹種	数	備考
高木	A	ハナミズキ	3本	既存
	B	カキ	1本	既存
	小計		4本	
中木	C	ウメ	1本	既存
	D	キンモクセイ	1本	新規
	E	カイドウ	3本	接道
	小計		5本	
低木	F	ツツジ	3本	既存
	G	サツキ	2本	既存
	小計		5本	
生垣	H	レンギョウ	2m	既存
	小計		2m	
合計			15	

敷地面積 120.95㎡ 緑化基準Ⅱ（緑地率 20%）

必要緑化面積：120.95㎡ × 20% = 24.19㎡

計画緑化面積 高木（既存）4本 × 3㎡ × 1.5 = 18.0㎡

中木（既存）1本 × 1㎡ × 1.5 = 1.5㎡

（新規）1本 × 1㎡ = 1㎡

（接道）3本 × 1㎡ × 1.2 = 3.6㎡

低木（既存）5本 × 0.6㎡ × 1.5 = 4.5㎡

生垣（既存）2m × 0.6m = 1.2㎡

合計 29.8㎡ > 24.19㎡

緑地率 29.8㎡ / 120.95㎡ × 100 = 24.63% > 20%

※ 遮蔽物（塀）等を設置する場合は緑化が5割以上隠れないようお願いします。

メッシュフェンス等で緑化が隠れないものについては問題ありません。